



第4章 施策の展開

事業一覧

「★」は、第1期計画から取組内容を見直した事業又は新規の事業です。

基本目標	施策の方向	No.	事業名
I 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます。	(1) 教育・保育施設等の整備	1	教育・保育施設等の整備事業
	(2) 公立保育園の効果的な活用	2	★公立保育園を活用した待機児童対策
		3	★公立保育園の定員及び配置の見直し
		4	休日保育の実施
	(3) 教育・保育の質の向上	5	★研修等による資質の向上
		6	幼稚園と保育園等の連携・情報共有
		7	幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続
		8	★教育・保育施設等への指導監査の実施
	(4) 子どもが豊かに育つ教育の充実	9	★公立保育園における幼児教育の充実
		10	子ども向け講座等の実施
	(5) 学校生活における相談支援	11	スクールカウンセラーによる相談の実施
		12	不登校・ひきこもり児童への支援
		13	学校生活等における相談の充実
		14	非行防止等に係る相談の充実
II 安心して子どもを生み、子育てできる環境を整えます。	(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実	15	時間外保育事業
		16	放課後児童健全育成事業（学童保育所）
		17	一時預かり事業
		18	★一時預かり事業の利便性の向上
		19	病児保育事業（病児・病後児保育事業）
		20	ファミリー・サポート・センター事業
		21	★ファミリー・サポート・センターの利用促進
		22	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
		23	利用者支援事業
		24	地域子育て支援拠点事業
		25	乳児家庭全戸訪問事業
		26	養育支援訪問事業

基本目標	施策の方向	No.	事業名
Ⅱ 安心して子どもを 生み、子育てできる 環境を整えます。	(1) 地域子ども・子育て 支援事業の充実	27	妊婦健康診査事業
		28	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
		29	実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(2) 母子の健康づくりの 推進	30	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施
		(3) 子育ての情報提供の 充実	31
	32		★子育て情報のメール配信
	(4) 子どもの遊び場など の居場所づくり	33	★放課後子ども教室の整備
		34	★長期休業中の児童の居場所づくり
		35	★多様な子どもの居場所づくり
		36	★都市公園の充実
	(5) 子ども医療の継続	37	子ども医療費の助成
		38	★小児救急医療体制の維持
	(6) 子育て相談支援と 交流事業の充実	39	★子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施
		40	★子ども家庭総合支援拠点の充実
		41	地域子育て支援ネットワーク事業の推進
		42	妊娠期から子育て期の交流の機会の充実
	(7) 子育て家庭の経済 的負担の軽減	43	母子・父子・寡婦等への手当の支給
		44	母子・父子家庭への自立支援給付金の支給
		45	児童手当の支給
		46	特別児童扶養手当の支給
47		障害児福祉手当の支給	
48		心身障害児福祉手当の支給	
Ⅲ さまざまな子ども や家庭への支援を 充実します。	(1) 障害のある子ども とその家庭への 支援	49	障害を抱える子ども及び家庭への支援
		50	児童発達支援センター機能等の充実
		51	関係機関の連携による障害児支援の充実
		52	★医療的ケアを要する園児の受入体制の構築
		53	★発達に課題のある園児への支援
		54	保護者同士の交流や学習の支援

基本目標	施策の方向	No.	事業名
Ⅲ さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。	(1) 障害のある子どもとその家庭への支援	55	就学相談の実施（就学前児童）
		56	就学相談の実施（児童・生徒）
		57	特別支援教育の充実
	(2) ひとり親家庭への支援	58	保育園や学童保育所の優先利用の検討
		59	ひとり親家庭への相談支援
		60	ひとり親家庭への日常生活支援
	(3) 生活困窮家庭への支援	61	★子どもの学習・生活支援事業
		62	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助
		63	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助
	(4) 児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止	64	要保護児童対策地域協議会の機能強化
		65	虐待に対する相談援助体制の充実強化
		66	虐待防止対策
		67	虐待予防の広報・啓発の充実
	(5) 外国籍の子どもや親への支援	68	★外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供
		69	★外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援
		70	外国籍の児童・生徒への学習面の支援
		71	外国籍の児童・生徒への日常生活等の支援

基本目標 I

子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます。

施策の方向（1）教育・保育施設等の整備・・・・・・・・

平成30年度に実施したアンケート調査を基に、各認定区分に応じた教育・保育の「量の見込み（需要量）」を市内7区域ごとに算定し、それに対応する「確保方策（供給量）」を定めることで、計画的に教育・保育の提供体制の確保を図ります。

【教育・保育事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	教育・保育施設等の整備事業	全ての子どもが、発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、量の見込みに対応した確保方策を基本としつつ、保育ニーズの実態に応じた必要な受け皿を確保します。	子育て支援課 子ども保育課

《 受け皿の確保に関する方針 》

- 受け皿の確保にあたっては、長期的視点に立ち、新たな施設整備は最小限に抑え、公立保育園や幼稚園の預かり保育（認定こども園含む）など既存施設を最大限に活用します。
- 幼稚園の預かり保育等については、就労している人でも利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かりの拡充に向け、取り組んでいきます。
- 睦地区の確保方策は、高津・緑が丘地区と大和田地区に隣接している地域的な特徴や教育・保育施設の利用実態を考慮し、両地区の供給量を踏まえて対応します。

《 確保方策の考え方 》

次のとおり、確保方策を見込んでいます。

1号認定

幼稚園等の送迎バスの利用により、広範囲にわたって利用されている実態を考慮し、市全域では必要な受け皿が確保されていることから、現状の幼稚園及び認定こども園の定員数としました。

2号認定（教育希望）

（阿蘇地区、大和田地区）

▶令和3年度 既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充

（高津・緑が丘地区）

▶令和3年度～6年度 既存の幼児教育施設における預かり保育等の拡充

2号認定（保育希望）

（高津・緑が丘地区）

- ▶令和3年度～5年度 保育施設における3歳～5歳の段階的な定員変更による受け皿の拡充

（八千代台地区）

- ▶令和3年度 公立保育園の建て替えによる定員拡大

3号認定（0歳）

（八千代台地区）

- ▶令和3年度 公立保育園の建て替えによる定員拡大

3号認定（1、2歳）

（八千代台地区）

- ▶令和3年度 公立保育園の建て替えによる定員拡大や、既存の幼児教育施設の一部預かり事業（幼稚園型Ⅱ）*による受け皿の確保
- ▶令和4年度 既存の幼児教育施設の一部預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による受け皿の確保
- ▶令和5年度～6年度 公立保育園の定員変更（低年齢児中心の受入）による段階的な受け皿の拡充

(市全域)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		2,741	2,228		216	1,100
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設*	1,119	809	1,419	307	1,005
		特定地域型保育事業*				24	101
		確認を受けない幼稚園*	2,590				
		上記以外 幼稚園の預かり保育等		975			6
		上記以外 企業主導型保育事業*			25	7	21
	計	3,709	975	1,853	338	1,133	
過不足 (B) - (A)		968	166	434	122	33	
令和3年度	量の見込み (A)		2,688	2,191		216	1,141
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	797	1,394	310	1,035
		特定地域型保育事業				24	101
		確認を受けない幼稚園	2,590				
		上記以外 幼稚園の預かり保育等		1,242			16
		上記以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	1,242	1,878	341	1,173	
過不足 (B) - (A)		1,021	445	484	125	32	
令和4年度	量の見込み (A)		2,628	2,158		218	1,152
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	787	1,371	310	1,035
		特定地域型保育事業				24	101
		確認を受けない幼稚園	2,590				
		上記以外 幼稚園の預かり保育等		1,257			26
		上記以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	1,257	1,893	341	1,183	
過不足 (B) - (A)		1,081	470	522	123	31	
令和5年度	量の見込み (A)		2,595	2,132		216	1,144
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	778	1,354	310	1,053
		特定地域型保育事業				24	101
		確認を受けない幼稚園	2,590				
		上記以外 幼稚園の預かり保育等		1,262			26
		上記以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	1,262	1,908	341	1,201	
過不足 (B) - (A)		1,114	484	554	125	57	
令和6年度	量の見込み (A)		2,629	2,164		212	1,135
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	1,119	790	1,374	310	1,071
		特定地域型保育事業				24	101
		確認を受けない幼稚園	2,590				
		上記以外 幼稚園の預かり保育等		1,267			26
		上記以外 企業主導型保育事業			25	7	21
	計	3,709	1,267	1,908	341	1,219	
過不足 (B) - (A)		1,080	477	534	129	84	

(阿蘇地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		132	178		7	52
				71	107		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	35			
計		259	35	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		127	▲ 36	28	10	6	
令和3年度	量の見込み (A)		125	169		7	56
				68	101		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	70			
計		259	70	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		134	2	34	10	2	
令和4年度	量の見込み (A)		129	174		7	49
				70	104		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	70			
計		259	70	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		130	0	31	10	9	
令和5年度	量の見込み (A)		123	167		7	48
				67	100		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	70			
計		259	70	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		136	3	35	10	10	
令和6年度	量の見込み (A)		125	170		6	47
				68	102		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	259		135	17	58
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	70			
計		259	70	135	17	58	
過不足 (B) - (A)		134	2	33	11	11	

(村上地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		381	252		38	130
				86	166		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		689	94	33	10	21	
令和3年度	量の見込み (A)		360	238		37	130
				81	157		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		710	99	42	11	21	
令和4年度	量の見込み (A)		334	220		36	137
				75	145		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		736	105	54	12	14	
令和5年度	量の見込み (A)		315	208		35	133
				71	137		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		755	109	62	13	18	
令和6年度	量の見込み (A)		313	207		34	128
				71	136		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設			199	45	136
		特定地域型保育事業				3	9
		確認を受けない幼稚園	1,070				
		上記以外		180			6
計		1,070	180	199	48	151	
過不足 (B) - (A)		757	109	63	14	23	

(睦地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		90	67		10	35
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		21	46		
		特定地域型保育事業			39	3	18
		確認を受けない幼稚園					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
		計	0	0	39	3	18
過不足 (B) - (A)		▲ 90	▲ 21	▲ 7	▲ 7	▲ 17	
令和3年度	量の見込み (A)		89	66		9	35
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		21	45		
		特定地域型保育事業			39	3	18
		確認を受けない幼稚園					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
		計	0	0	39	3	18
過不足 (B) - (A)		▲ 89	▲ 21	▲ 6	▲ 6	▲ 17	
令和4年度	量の見込み (A)		78	58		9	39
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		18	40		
		特定地域型保育事業			39	3	18
		確認を受けない幼稚園					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
		計	0	0	39	3	18
過不足 (B) - (A)		▲ 78	▲ 18	▲ 1	▲ 6	▲ 21	
令和5年度	量の見込み (A)		78	57		9	38
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		18	39		
		特定地域型保育事業			39	3	18
		確認を受けない幼稚園					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
		計	0	0	39	3	18
過不足 (B) - (A)		▲ 78	▲ 18	0	▲ 6	▲ 20	
令和6年度	量の見込み (A)		77	57		8	36
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設		18	39		
		特定地域型保育事業			39	3	18
		確認を受けない幼稚園					
		上記 以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				
		計	0	0	39	3	18
過不足 (B) - (A)		▲ 77	▲ 18	0	▲ 5	▲ 18	

(大和田地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み(A)		687	435		41	283
				140	295		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		75			
	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				2	6	
	計	640	75	438	91	295	
過不足(B)-(A)		▲47	▲65	143	50	12	
令和3年度	量の見込み(A)		648	410		40	286
				132	278		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		132			
	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				2	6	
	計	640	132	438	91	295	
過不足(B)-(A)		▲8	0	160	51	9	
令和4年度	量の見込み(A)		591	374		39	296
				120	254		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		132			
	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				2	6	
	計	640	132	438	91	295	
過不足(B)-(A)		49	12	184	52	▲1	
令和5年度	量の見込み(A)		585	370		38	288
				119	251		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		132			
	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				2	6	
	計	640	132	438	91	295	
過不足(B)-(A)		55	13	187	53	7	
令和6年度	量の見込み(A)		583	368		37	281
				118	250		
	確保方策(B)	特定教育・保育施設			438	86	273
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	640				
		上記以外		132			
	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業				2	6	
	計	640	132	438	91	295	
過不足(B)-(A)		57	14	188	54	14	

(高津・緑が丘地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		892	767		75	363
				282	485		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		721	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	125		24	4
	計	755	125	745	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 137	▲ 157	260	56	77	
令和3年度	量の見込み (A)		943	812		77	375
				299	513		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		736	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	300		24	4
	計	755	300	760	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 188	1	247	54	65	
令和4年度	量の見込み (A)		984	847		81	373
				312	535		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		751	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	315		24	4
	計	755	315	775	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 229	3	240	50	67	
令和5年度	量の見込み (A)		997	859		82	380
				316	543		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		766	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	320		24	4
	計	755	320	790	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 242	4	247	49	60	
令和6年度	量の見込み (A)		1,015	873		83	389
				321	552		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	575		766	112	367
		特定地域型保育事業				15	60
		確認を受けない幼稚園	180				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業	325		24	4
	計	755	325	790	131	440	
過不足 (B) - (A)		▲ 260	4	238	48	51	

(八千代台地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		410	368		34	168
				123	245		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		214	32	99
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		359		
計		575	359	214	32	99	
過不足 (B) - (A)		165	236	▲ 31	▲ 2	▲ 69	
令和3年度	量の見込み (A)		382	342		35	183
				114	228		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		224	35	129
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		359		10
計		575	359	224	35	139	
過不足 (B) - (A)		193	245	▲ 4	0	▲ 44	
令和4年度	量の見込み (A)		374	335		35	186
				112	223		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		224	35	129
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		359		20
計		575	359	224	35	149	
過不足 (B) - (A)		201	247	1	0	▲ 37	
令和5年度	量の見込み (A)		361	323		35	185
				108	215		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		224	35	147
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		359		20
計		575	359	224	35	167	
過不足 (B) - (A)		214	251	9	0	▲ 18	
令和6年度	量の見込み (A)		373	334		34	184
				111	223		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	75		224	35	165
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園	500				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		359		20
計		575	359	224	35	185	
過不足 (B) - (A)		202	248	1	1	1	

(勝田台地区)

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望	保育希望	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)		149	161		11	69
				86	75		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		201		
	計	410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		267	115	8	5	3	
令和3年度	量の見込み (A)		141	154		11	76
				82	72		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		201		
	計	410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		269	119	11	5	▲ 4	
令和4年度	量の見込み (A)		138	150		11	72
				80	70		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		201		
	計	410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		272	121	13	5	0	
令和5年度	量の見込み (A)		136	148		10	72
				79	69		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		201		
	計	410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		274	122	14	6	0	
令和6年度	量の見込み (A)		143	155		10	70
				83	72		
	確保方策 (B)	特定教育・保育施設	210		82	12	54
		特定地域型保育事業				3	16
		確認を受けない幼稚園	200				
		上記以外	幼稚園の預かり保育等 企業主導型保育事業		201		
	計	410	201	83	16	72	
過不足 (B) - (A)		267	118	11	6	2	

施策の方向（２）公立保育園の効果的な活用・・・・・・・・

公立保育園のあり方を検討し、効果的な活用に取り組んでいきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
2	★公立保育園を活用した待機児童対策	低年齢児に待機児童が多い状況を鑑みて、既存の教育・保育施設と連携を図り、公立保育園で低年齢児の受け入れを中心に行っていくなど、待機児童の解消に向けて、さまざまな取り組みを検討します。	子育て支援課 子ども保育課
3	★公立保育園の定員及び配置の見直し	公立保育園の効率的かつ持続的な運営を確保するため、利用者の地域的な偏在や待機児童の状況を見極めつつ、定員及び施設配置など公立保育園のあり方の見直しに取り組みます。	子ども保育課
4	休日保育の実施	日曜・祝日等に保育が必要な児童を公立保育園で保育します。	子ども保育課

施策の方向（３）教育・保育の質の向上・・・・・・・・

教育・保育の質の向上に向けた取組を推進するとともに、保育士や幼稚園教諭等に研修を行い、人材の資質向上に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
5	★研修等による資質の向上	市内の幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象に研修会・講習会等を実施し、教育・保育関係者のスキルアップ及び専門性の向上を図ります。	子ども保育課
6	幼稚園と保育園等の連携・情報共有	幼稚園教諭及び保育士が参加する合同研修会を開催するなど、市内の幼稚園と保育園等が連携し、成長段階に応じた幼児教育・保育について、情報共有を図るための機会を提供します。	子ども保育課
7	幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続	子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児と児童の交流活動等を推進するほか、国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を関係機関と共有し、意見交換を図る場を設置するなど、幼稚園や保育園等と小学校の円滑な接続に努めます。	子ども保育課 (保育園含む) 指導課 (学校含む)
8	★教育・保育施設等への指導監査の実施	特定教育・保育施設等に対する指導監査について、効率的かつ効果的な実施方法等を検討します。また、関係法令等に基づき適切な指導・助言を行い、教育・保育の質の向上に努めます。	子育て支援課

施策の方向（４）子どもが豊かに育つ教育の充実・・・・・・・・

健康で心豊かな子どもを育むために、一人ひとりの子どもの個性を生かし、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります。

また、子どもたちが、さまざまな体験ができる学習の機会を確保します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
9	★公立保育園における幼児教育の充実	実践している幼児教育の取り組みが、市民に分かりやすく伝わる手法を検討するほか、社会の動向を見極め、保護者の意向も考慮しながら、八千代市の実態に即した特色ある幼児教育について調査・研究を行います。	子ども保育課 (保育園)
10	子ども向け講座等の実施	子どもを対象とした講座や子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等を実施し、参加者に満足してもらえる事業展開に努めます。	生涯学習振興課 (八千代台東南公民館)

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《教育振興基本計画》

学校の目指す方向性等は、当該計画で示されています。

《生涯学習推進計画》

家庭教育の推進に関する事業については、当該計画に基づき取り組まれています。

《子ども読書活動推進計画》

赤ちゃんとその保護者を対象としたブックスタート事業や、子どもたちの本に親しむ機会をつくる読書普及と図書館利用の促進は、当該計画で推進されています。

《環境保全計画》

環境保全意識の高揚を図る環境学習・環境教育は、当該計画で推進されています。

施策の方向（５）学校生活における相談支援・・・・・・・・

いじめや不登校、ひきこもりなど、さまざまな問題を抱える児童・生徒の学校適応を支援するため、子どもが困ったときや悩んだときに相談できるよう、身近に相談できる体制を充実します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
11	スクールカウンセラーによる相談の実施	千葉県が配置している臨床心理に関し、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーが、児童・生徒の相談に応じ、サポートします。	指導課
12	不登校・ひきこもり児童への支援	相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない子どもを対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等を通して、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える子どもと家庭を支援します。	指導課（適応支援センター）
13	学校生活等における相談の充実	いじめや不登校、学校生活での悩み、心配事など、子どもや保護者からの相談に関係機関と連携して対応するとともに、さまざまな相談に対応できるよう環境整備に努め、相談体制の充実を図ります。	指導課（教育センター）
14	非行防止等に係る相談の充実	子どもの非行防止と健全育成を図るため、関係機関と連携し、子どもや保護者等からの相談に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。	指導課（青少年センター）

（障害や発達に関する相談）

基本目標Ⅲ（１）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（７７ページ）

（外国籍の子どもに対する相談）

基本目標Ⅲ（５）「外国籍の子どもや親への支援」に掲載（８１ページ）

基本目標Ⅱ 安心して子どもを生み、子育てできる環境を整えます。

施策の方向（１）地域子ども・子育て支援事業の充実・・・・・・・・

全ての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について、平成30年度に実施したアンケート調査を基に、「量の見込み（需要量）」とそれに対応する「確保方策（供給量）」を定め、計画的に各事業を推進していきます。

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
15	時間外保育事業	保育認定を受けた子どもが、通常の保育時間以外に、保育所等において保育を受けられるよう、量の見込みに対応する必要な量を確保します。	子ども保育課

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,283	1,286	1,278	1,266	1,269
確保方策（B）	3,324	3,392	3,417	3,450	3,468
過不足（B）-（A）	2,041	2,106	2,139	2,184	2,199

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
16	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供できるよう、量の見込みに対応した確保方策を基本としつつ、利用実態等を踏まえ、必要な整備を行います。	子育て支援課

《 学童保育所の充実を図る主な取り組み 》

特別な配慮を必要とする児童への対応

障害のある児童の受け入れについては、加配職員を配置するサポート体制を整えるほか、放課後児童支援員等への研修の機会を確保します。

また、日本語が不慣れな児童については、教育委員会や多文化交流センター等の関係機関と連携・協力し、対応します。

開所時間の延長

（授業の日、長期休業中の平日）

午後7時までの開所時間の延長を引き続き継続していきます。

（土曜日）

利用者のニーズを見極めつつ、必要に応じて、開所時間を延長できるよう取り組みます。

子どもの自主性や社会性等の向上

子どもの自主性や社会性の一層の向上を図るため、運営事業者に対し、放課後子ども教室と連携を図るとともに、地域住民の参画やボランティア等を活用した次のような取り組みを検討するよう求めています。

- ・放課後子ども教室等と連携した異年齢児との交流
- ・地域住民等の協力を得た文化・芸術などに触れあう機会
- ・自主性を促すため、事業の企画段階からの子どもの参画 など

利用者や地域住民への育成支援内容の周知

学童保育所は、地域の中でその存在や役割が十分に理解され、地域社会との交流や連携によって育成支援の内容が豊かになるよう努める必要があります。したがって、その地域社会の中で理解を得ていくために、運営事業者に対し、指導監査等の機会を捉えて、育成支援の内容を利用者や地域住民に適切に説明していくよう指導・助言を行っていきます。

《 学童保育所の整備に関する方針 》

○整備にあたっては、小学校内での開設を望むニーズが多いことから、子どもの安心・安全を考慮し、まずは小学校の余裕教室の活用を検討します。その上で、余裕教室の活用が困難な場合には、学校敷地内での設置を検討します。

○小学校内での開設が困難な場合には、小学校外の施設の利用又は整備等を検討します。

《 確保方策の考え方 》

次のとおり、確保方策を見込んでいます。

(睦地区)

▶令和3年度～6年度 放課後児童支援員等の増員や、使用する教室の変更による受け皿の確保

(大和田地区)

▶令和3年度～4年度 小学校敷地内への新設や定員設定を変更することによる受け皿の確保

▶令和5年度 余裕教室を活用した3支援単位*の整備による定員拡大

(高津・緑が丘地区)

▶令和3年度 小学校敷地内への新設による定員拡大

▶令和5年度 余裕教室を活用した1支援単位の整備による定員拡大

(八千代台地区)

▶令和3年度 余裕教室を活用した1支援単位の整備による定員拡大

▶令和4年度～6年度 放課後児童支援員等の増員による定員拡充

(勝田台地区)

▶令和4年度～5年度 定員設定を変更することによる受け皿の拡充

(市全域)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,607	1,689	1,763	1,797	1,760
1年生	547	557	571	559	513
2年生	458	512	521	535	523
3年生	368	386	432	440	451
4年生	165	170	179	200	204
5年生	50	40	41	43	48
6年生	19	24	19	20	21
確保方策 (B)	1,550	1,740	1,770	1,835	1,845
過不足 (B) - (A)	▲ 57	51	7	38	85

(阿蘇地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	54	62	67	67	59
1年生	20	22	23	19	14
2年生	15	20	21	21	17
3年生	11	15	16	19	18
4年生	6	4	6	7	8
5年生	2	1	1	1	2
6年生	0	0	0	0	0
確保方策 (B)	80	80	80	80	80
過不足 (B) - (A)	26	18	13	13	21

(村上地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	226	233	228	226	220
1年生	77	72	65	72	64
2年生	67	72	67	60	68
3年生	51	56	61	56	52
4年生	23	24	26	29	26
5年生	6	6	6	6	7
6年生	2	3	3	3	3
確保方策 (B)	230	230	230	230	230
過不足 (B) - (A)	4	▲ 3	2	4	10

(睦地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	33	34	37	39	45
1年生	12	11	12	14	16
2年生	8	12	11	11	14
3年生	9	6	10	9	10
4年生	4	4	3	5	4
5年生	0	1	1	0	1
6年生	0	0	0	0	0
確保方策 (B)	30	35	40	40	50
過不足 (B) - (A)	▲ 3	1	3	1	5

(大和田地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	515	519	522	519	497
1年生	165	161	164	154	144
2年生	148	153	151	155	143
3年生	122	125	129	128	130
4年生	55	56	58	60	59
5年生	18	14	14	15	14
6年生	7	10	6	7	7
確保方策 (B)	390	485	495	520	520
過不足 (B) - (A)	▲ 125	▲ 34	▲ 27	1	23

(高津・緑が丘地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	407	442	493	521	529
1年生	141	156	175	166	158
2年生	117	131	146	165	156
3年生	90	98	111	123	138
4年生	42	42	46	51	58
5年生	12	9	10	11	13
6年生	5	6	5	5	6
確保方策 (B)	450	500	500	535	535
過不足 (B) - (A)	43	58	7	14	6

(八千代台地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	234	257	264	267	257
1年生	82	89	81	83	73
2年生	67	78	82	75	78
3年生	54	56	66	69	63
4年生	21	25	26	30	33
5年生	7	6	6	7	7
6年生	3	3	3	3	3
確保方策 (B)	220	260	270	270	270
過不足 (B) - (A)	▲ 14	3	6	3	13

(勝田台地区)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	138	142	152	158	153
1年生	50	46	51	51	44
2年生	36	46	43	48	47
3年生	31	30	39	36	40
4年生	14	15	14	18	16
5年生	5	3	3	3	4
6年生	2	2	2	2	2
確保方策 (B)	150	150	155	160	160
過不足 (B) - (A)	12	8	3	2	7

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
17	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ、一般型)	就労や急な用事、リフレッシュ等をしたときに、幼稚園や保育園、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かれるよう、ニーズを踏まえた必要な量を確保していきます。	子ども保育課
18	★一時預かり事業(一般型)の利便性の向上	緊急時等でも利用しやすくなるよう、利用に関する手続きの見直しを図るほか、施設の空き状況等に関する情報を発信するなど、関係者の意見も踏まえ、利便性の向上につながる手法を検討します。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

保育の受け皿としての活用が期待できるため、就労している人でも幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かりの拡充に向け、取り組んでいきます。

一時預かり事業（一般型）

- ニーズを踏まえた必要量を確保するため、当該事業の利用実態の把握を行います。
- 幼稚園や保育園等に在籍しておらず、短時間利用など一時的な預かりを必要とする人が、必要なときに利用できるよう、事業者に対し、きめ細やかな制度の周知を行うなど事業の普及を図り、令和4年度を目途に、利用実態を踏まえた適切な量の確保を目指します。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	233,309	230,051	226,203	223,589	226,200
幼稚園型Ⅰ	190,120	186,745	183,181	180,981	183,484
一般型	43,189	43,306	43,022	42,608	42,716
確保方策（B）	249,028	331,199	352,134	353,349	354,564
幼稚園型Ⅰ	236,925	301,806	305,451	306,666	307,881
一般型	12,103	29,393	46,683	46,683	46,683
過不足（B）－（A）	15,719	101,148	125,931	129,760	128,364
幼稚園型Ⅰ	46,805	115,061	122,270	125,685	124,397
一般型	▲31,086	▲13,913	3,661	4,075	3,967

※幼稚園型Ⅰの確保方策の増加分は、教育・保育施設等の整備事業の2号認定の確保方策として見込んだ分です。

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
19	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できないときに、医療機関や保育所等に預けることができるよう、量の見込みに対応した必要な整備を行います。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

令和4年度を目途に、地域的な偏りを考慮した上で、現状の確保量と同程度の量の確保を目指します。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5,757	5,733	5,681	5,625	5,571
確保方策（B）	2,920	2,920	5,840	5,840	5,840
過不足（B）－（A）	▲2,837	▲2,813	159	215	269

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
20	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（援助会員）が、必要ときに相互援助活動を実施できる体制を確保します。	子ども保育課
21	★ファミリー・サポート・センターの利用促進	利用に関する手続の見直し等による利便性の向上や広報紙以外の手段を活用した事業の周知など、さまざまな手法を検討し、利用促進につながる取組みを展開します。	子ども保育課

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,834	2,811	2,782	2,753	2,708
確保方策（B）	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877
過不足（B）－（A）	1,043	1,066	1,095	1,124	1,169

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
22	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病（感染症を除く）や出産等の理由により、家庭で一時的に3歳未満の子どもの養育が困難となった場合、宿泊を伴う預かりを一時的に利用できるよう、利用ニーズを見極めながら、必要な受け皿を確保します。	子ども福祉課 (子ども相談センター)

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	146	149	150	149	148
確保方策（B）	150	150	150	150	150
過不足（B）－（A）	4	1	0	1	2

※預かりは、市内の乳児院で行います。

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
23	利用者支援事業*	子育て家庭や妊産婦からの困りごと等の相談のほか、幼稚園・保育所等の施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択できるように、関係機関と連携し、情報の提供や支援の紹介等を行える体制を確保します。	子ども保育課 母子保健課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センター*において、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を実施する上での中核事業の一つとして、母子保健施策等と連携を図りながら、事業を展開していきます。

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策（B）	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
24	地域子育て支援拠点事業	子ども支援センターすてっぷ21大和田等で、乳幼児とその保護者などの親子交流を図るとともに、子育ての相談や情報提供等を実施するほか、子育てを地域で支える取組を実施します。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターと連携を図るとともに、市民ニーズや保育需要を踏まえつつ、当該事業の今後のあり方を検討していきます。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	45,835	46,986	47,296	46,956	46,535
確保方策（B）	60,650	60,650	60,650	60,650	60,650
過不足（B）－（A）	14,815	13,664	13,354	13,694	14,115

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
25	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に対し、子育て等に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行うため、市の保健師及び母子保健推進員等が、全ての家庭を訪問します。	母子保健課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおける包括的な支援やサービスの一つとして、事業を推進していきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,509	1,512	1,512	1,500	1,480
確保方策（B）	1,509	1,512	1,512	1,500	1,480
	実施体制：母子保健推進員51人、保健師14人、そのほか非常勤保健師非常勤助産師で対応				
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
26	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、その養育が適切に行われるよう、指導、助言等を行っていくため、量の見込みに対応する適切な養育支援の実施を確保します。	母子保健課

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおける包括的な支援の一つとして事業を推進するとともに、八千代市子ども家庭総合支援拠点や庁内関係部局、児童相談所等の関係機関と連携し、子育て支援施策等と調整を図った上で、より効果的な支援につなげていきます。

《 八千代市要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 》

養育支援訪問事業等により把握した複合的な要因等で子育てが困難な状況にある家庭に対し、要保護児童対策地域協議会*において、関係機関等と情報共有を行い、連携を図ることで、家庭の状況等に合った適切な支援を行っていきます。

なお、要保護児童対策地域協議会の機能強化等については、80ページの基本目標Ⅲ（4）「児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止」に掲載しています。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	311	311	309	306	307
確保方策（B）	311	311	309	306	307
	実施体制：子育て支援専門員（心理士）1人、保健師16人、そのほか養士、歯科衛生士等に対応				
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
27	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施します。	母子保健課

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	21,126	21,168	21,168	21,000	20,720
確保方策（B）	21,126	21,168	21,168	21,000	20,720
	実施場所：委託医療機関 実施体制：委託医療機関において通年で実施 検査項目：基本的な妊婦健康診査（診察、計測、血圧、尿化学検査、保健指導）のほか、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診等 実施時期：妊娠期間中に14回				
過不足（B）-（A）	0	0	0	0	0

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
28	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育事業等に株式会社などの多様な事業者が新規参入できるよう、新規参入施設等に対し、事業開始前後における事業運営等に関する相談・助言を行うほか、子どもへの対応等に関する実地支援等に努めます。 また、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。	子ども保育課

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
29	実費徴収*に係る補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園へ支払う副食材料費の実費徴収費用について補助を行います。	子ども保育課

《 今後の方向性 》

国や他市等の動向を注視しながら、実費徴収に係る補足給付内容等を検討していきます。

施策の方向（２）母子の健康づくりの推進・・・・・・・・

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、親子の健康増進を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
30	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施	乳幼児に対して健康診査を通じ、健康の保持増進を図るとともに、適切な支援、療育につながるための援助を行います。	母子保健課

（妊婦健康診査事業）

基本目標Ⅱ（１）「地域子ども・子育て支援事業の充実」に掲載（６９ページ）

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《八千代市第２次健康まちづくりプラン》

子どもの心身の健康づくりに関するものは、当該計画に基づき取り組まれています。

施策の方向（3）子育ての情報提供の充実・・・・・・・・

子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、メール配信や子育て情報サイトなどのさまざまな媒体を活用し、見やすさと分かりやすさに配慮した情報を発信し、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境を整備します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
31	★充実した子育て情報の提供	幼稚園や保育園に関する情報のほか、子育てに関するあらゆる情報を市の子育て情報サイト「こここ☆元気」に集約するとともに、見やすさと分かりやすさに配慮した上で、充実した情報の提供を行っていきます。	子ども部各課
32	★子育て情報のメール配信	市が主催するものにかかわらず、子どもや子育てに関するさまざまな情報をあらかじめ登録した人にメールで配信する手段を確立し、関係各課が協働しながら、子育てに役立つ情報を積極的に配信していきます。	子ども部各課

施策の方向（４）子どもの遊び場などの居場所づくり・・・

全ての子どもに自分らしく過ごせる居場所を提供できるよう、多種多様な居場所の充実に努めます。

【放課後子ども教室の目標事業量及び実施計画】

No.	事業名	事業概要	担当課
33	★放課後子ども教室の整備	令和5年度末までに、全ての小学校において放課後子ども教室の実施を目指します。 また、その中で、実施が可能な学校から、学童保育所との一体型に取り組んでいきます。	子育て支援課

一体型：同一の小学校内等で学童保育所と放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の取り組みに参加できることをいいます。

（市全域）

	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校数	6校	7校	10校	15校	22校	22校

《実施方針》

実施する学校の選定については、学校や地域の関係者を主体とした運営委員会において、学校施設の使用計画や活用状況、余裕教室の有無等について十分協議し、決定します。

《放課後子ども教室の実施に向けた主な取り組み》

小学校の余裕教室等の具体的な活用

運営委員会を活用し、各学校で利用できる余裕教室がないか協議していくほか、次のようなスペースの利用についても検討し、放課後子ども教室の普及を図ります。

- 既に活用されている余裕教室（多様化した学習や指導方法に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の活動のためのスペース等）の一時的な利用
- 学校の図書室や音楽室といった特別教室のほか、体育館、校庭等のスペースの一時的な利用

学童保育所との一体的な実施に向けた方策

学童保育所に通う児童が放課後子ども教室に参加するための具体的な連携方法等について、両事業者が放課後子ども教室の開設前から定期的に協議を実施します。

教育委員会との具体的な連携

学童保育所と放課後子ども教室の実施等について協議を行う運営委員会やその他の協議の場に、教育委員会や学校関係者を加えることで、共通理解と情報共有を深め、関係者間で緊密な連携・協力を図ります。

【その他の主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
34	★長期休業中の児童の居場所づくり	関係部局と連携し、学童保育所や放課後子ども教室等を活用するなど、夏休みなどの長期休業中の児童の居場所の確保に努めます。	子育て支援課
35	★多様な子どもの居場所づくり	学童保育や放課後子ども教室のほか、子どもの居場所として、公共施設や地域の空きスペースを活用するなど様々な手法を検討し、乳幼児親子や児童が自由に過ごせる児童館又はこれに類するような施設の設置に努めます。	子育て支援課
36	★都市公園の充実	子どもの居場所や遊び場の拠点の一つとして、子どもが楽しめるように、開発行為に伴う公園整備の際には、事業者に対し、幼児のボール遊びができるスペースや魅力ある遊具の配置に配慮を求めするなど、子どもの視点に立った公園づくりに努めます。	公園緑地課

施策の方向（５）子ども医療の継続・・・・・・・・

子どもやその保護者が安心・安全に過ごせるよう、医療費の経済的支援を行うとともに、引き続き、夜間・休日の救急医療体制の維持に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
37	子ども医療費の助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0歳から中学生までの子どもの医療費の全部または一部を助成します。	子ども福祉課
38	★小児救急医療体制の維持	夜間や休日に子どもの具合が急に悪くなったときに必要な医療が受けられるよう小児救急医療体制の維持に努め、安心して子どもを育てることができるよう支援します。	健康福祉課

施策の方向（６）子育て相談支援と交流事業の充実・・・・・・・・

保護者の育児不安などの軽減を図るため、相談体制を充実するとともに、地域子育て支援拠点事業と連携し、親子のふれあいや、交流の機会の充実を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
39	★子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施	母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠・出産・子育てに関する包括的な相談支援を行います。また、利用者が適切な支援やサービスにつながるよう必要な支援の調整や子ども家庭総合支援拠点などの関係機関と連絡調整を行い、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援を実施します。	子ども保育課 (地域子育て支援センター) 母子保健課 子ども福祉課 (子ども相談センター)
40	★子ども家庭総合支援拠点の充実	児童虐待のほか、子育てに関するあらゆる悩みや困り事などの総合相談窓口として、18歳未満の子どもとその家庭（妊産婦含む）に対し、関係機関と連携を図りながら、充実した支援を行います。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
41	地域子育て支援ネットワーク事業の推進	「地域子育て支援センター*」を拠点に、母子保健事業と子育て支援事業を連携させた各種事業を展開するため、市民や関係機関とネットワーク化を図り、妊娠から出産、乳幼児期まで切れ目ない支援を行います。	子ども保育課 (地域子育て支援センター) 母子保健課
42	妊娠期から子育て期の交流の機会の充実	子育ての孤立化の防止や子育て不安の解消を図るとともに、養育支援に必要な家庭の早期発見のため、妊娠期の教室や赤ちゃん広場などの交流や講座等を実施し、乳幼児の親子が地域でつながることができるよう交流の機会を設けます。	子ども保育課 (地域子育て支援センター) 母子保健課

(障害や発達に関する相談)

基本目標Ⅲ（１）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（７７ページ）

(障害のある子どもの保護者同士の交流)

基本目標Ⅲ（１）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（７７ページ）

(虐待に対する相談)

基本目標Ⅲ（４）「児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止」に掲載（８０ページ）

(外国籍の親に対する相談)

基本目標Ⅲ（５）「外国籍の子どもや親への支援」に掲載（８１ページ）

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《男女共同参画プラン》

男女共同の子育てやワーク・ライフ・バランスの意識啓発などは、当該計画で推進されています。

施策の方向（7）子育て家庭の経済的負担の軽減・・・・・・・・

子育て家庭の経済的負担を軽減するために、各種の助成や給付など、子育て家庭への経済的支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
43	母子・父子・寡婦等への手当の支給	母子・父子家庭及び寡婦等に対して、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成金等の支給を行い、生活の安定と向上を図ります。	子ども福祉課
44	母子・父子家庭への自立支援給付金の支給	母子・父子家庭の就労のための資格取得等を支援するため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金を支給します。	子ども福祉課
45	児童手当の支給	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	子ども福祉課
46	特別児童扶養手当の支給	在宅で20歳未満の重度の心身障害児を監護している保護者に特別児童扶養手当を支給します。	障害者支援課
47	障害児福祉手当の支給	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の心身障害児に障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課
48	心身障害児福祉手当の支給	20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課

基本目標Ⅲ

さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。

施策の方向（１）障害のある子どもとその家庭への支援・・・

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、適切な支援を行います。

また、発達が気になる子どもを早期に発見し、支援が必要な子どもに適切なサービスを提供できるよう、相談や連携体制を整えます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
49	障害を抱える子ども及び家庭への支援	関係機関との連携強化を図り、各種障害福祉サービス等の給付など、障害を抱える子ども及び家庭に対する支援を行います。	障害者支援課
50	児童発達支援センター機能等の充実	児童発達支援センターと「ことばと発達の相談室」を統合し、障害のある子どもやその家庭への相談支援の充実を図るとともに、発達に支援が必要な子どもを対象とした療育の充実を図ります。	障害者支援課 (児童発達支援センター)
51	関係機関の連携による障害児支援の充実	児童発達支援センターにおける巡回施設支援や外来相談などの周知を図るとともに、関係機関との連携による障害児支援の充実を図ります。	障害者支援課 (児童発達支援センター)
52	★医療的ケアを要する園児の受入体制の構築	医療的ケアを必要としている子どもの教育・保育の機会の確保に向けて、ニーズや地域資源の現状を踏まえた上で、保健、医療、福祉、教育等の関係者と連携を図り、必要な人員を確保するなど円滑な受入体制の構築を目指します。	子ども保育課
53	★発達に課題のある園児への支援	発達に課題のある園児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、研修等を通じて保育職員の資質の向上を図るとともに、児童発達支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、定期的に巡回指導を活用していきます。	子ども保育課 (保育園)
54	保護者同士の交流や学習の支援	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもの保護者同士の交流や学習を支援します。	障害者支援課 (児童発達支援センター)
55	就学相談の実施 (就学前児童)	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもの小学校への就学にあたり、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談支援を行います。	障害者支援課 (児童発達支援センター)
56	就学相談の実施 (児童・生徒)	障害のある児童・生徒や発達が気になる児童・生徒の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな就学相談を行い、一貫した支援に努めます。	指導課
57	特別支援教育*の充実	個別の教育支援計画等の作成や特別支援教育に関する研修を行うことで、教員の専門性を高めるなど障害のある児童・生徒や家庭への支援体制の充実を図ります。また、障害のある児童・生徒とさまざまな人達との交流を推進します。	指導課 (学校)

(手当等の給付関係)

基本目標Ⅱ(7)「子育て家庭の経済的負担の軽減」に掲載(76ページ)

～ 関連計画で推進する取り組み ～

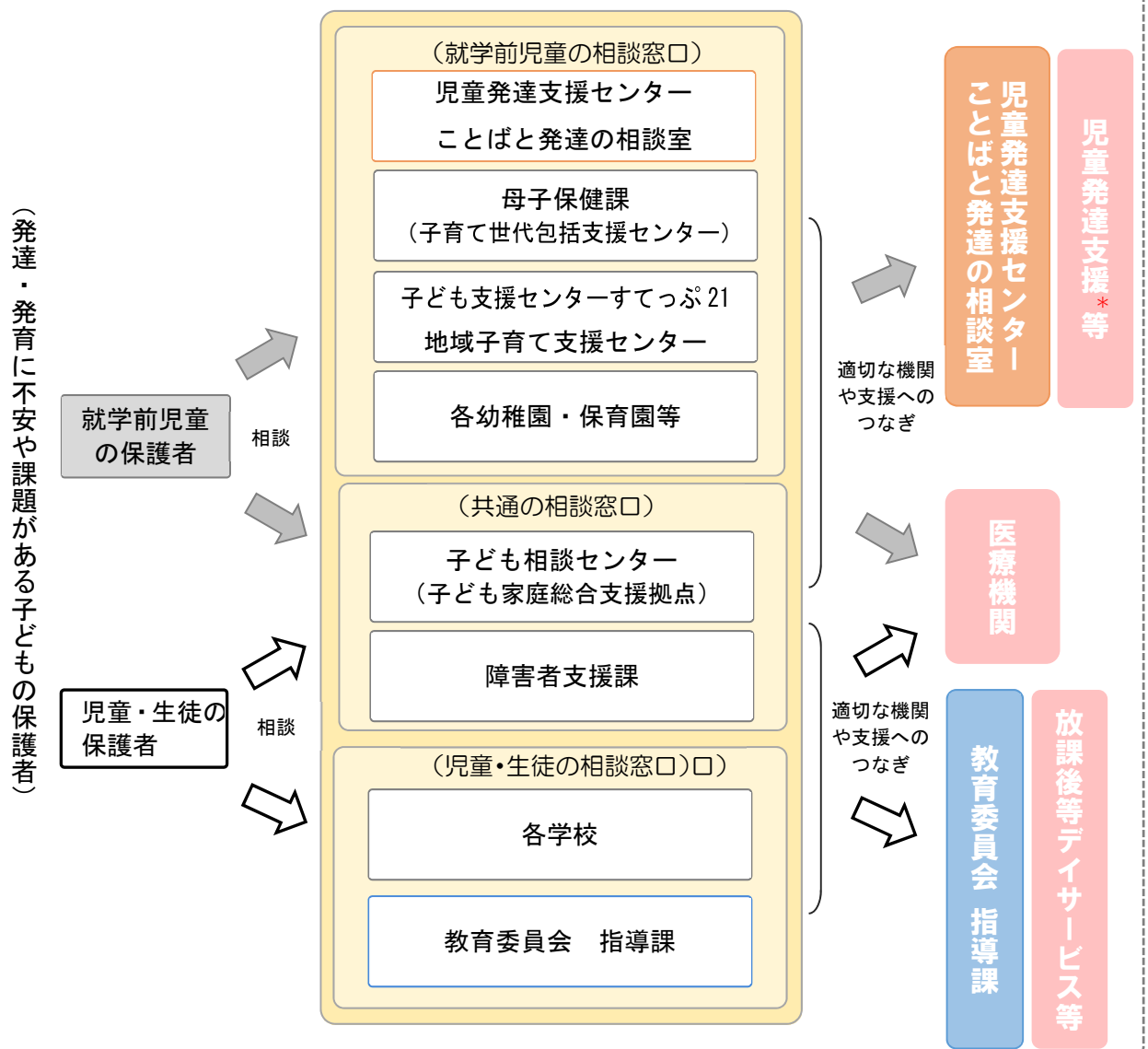
《第4次障害者計画》

日中一時支援事業等のレスパイトサービス*や日常生活用具費の支給、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスに関する事業については、当該計画に基づき取り組まれています。

◆ 子どもの発達・発育に係る相談窓口 ◆

八千代市では、発達・発育に不安や課題がある子どもの相談について、各種相談窓口と関係機関が連携し、どの相談窓口で相談しても適切な機関や支援へとつながるよう体制を整えています。

ただし、就学前児童と児童・生徒では、相談窓口が異なります。



施策の方向（２）ひとり親家庭への支援・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立のため、関係機関と連携しながら、就業に向けた支援を行うとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援、日常生活支援の充実に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
58	保育園や学童保育所の優先利用の検討	ひとり親家庭の保育の必要性の認定において、優先利用などを検討し、ひとり親家庭の就労等を支援します。	子育て支援課 子ども保育課
59	ひとり親家庭への相談支援	母子・父子自立支援員が、生活、子育て、就労等の相談に対し、関係機関と連携し支援します。	子ども福祉課
60	ひとり親家庭への日常生活支援	ひとり親家庭の保護者に臨時的な仕事が入った時など、家庭生活支援員が、子どもの保育をはじめとした日常生活を支援します。	子ども福祉課

（手当等の給付関係）

基本目標Ⅱ（７）「子育て家庭の経済的負担の軽減」に掲載（７６ページ）

施策の方向（３）生活困窮家庭への支援・・・・・・・・

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、家庭の状況に左右されることなく、将来の自立した生活を確保するため、全ての子どもの学びが保障されるよう、支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
61	★子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対し、学習意欲の向上、社会性の育成、将来設計の支援を実施し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。 また、保護者に対する生活相談、学習に関する相談、子どもの進路や奨学金等の相談や情報提供を行います。	健康福祉課 (福祉総合相談室)
62	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助	就学困難な児童・生徒の学用品費等を扶助することにより、就学の援助を図ります。	学務課
63	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助	要保護及び準要保護児童・生徒に対する医療費を助成します。また、準要保護児童・生徒に対する給食費の助成を行います。	保健体育課

施策の方向（４）児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止・・・・・・・・

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報共有を図るとともに、それぞれが持つ機能を十分に発揮することで、適切な支援を提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を図ります。

また、虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わる機関や地域に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
64	要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組みと調整機関の機能強化に努めます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
65	虐待に対する相談援助体制の充実強化	虐待に関する相談支援や対応が円滑に実施できるよう、職員の専門性を高めるための研修等の工夫を図るなど、虐待の相談援助体制の充実強化を図ります。 また、相談に係る人員及び組織体制を実情に合わせて検討し、整備します。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
66	虐待防止対策	児童虐待の背景には、養育者の心身の状態、経済問題、子どもの特性など、様々な要因があることを踏まえ、実情を把握し、有効な福祉サービス等の資源につなげ、社会環境の調整を行います。 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を進める「子育て世代包括支援センター」などの相談窓口との連携により、虐待の未然防止や早期発見を図ります。 また、具体的に体罰・暴言に頼らない対応について、子育て講座などを開催し、虐待防止に取り組みます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)
67	虐待予防の広報・啓発の充実	市の広報紙やポスター・リーフレット等により、虐待の防止や早期発見に関する広報・啓発を進めます。	子ども福祉課 (子ども相談センター)

(養育支援訪問事業)

基本目標Ⅱ（１）「地域子ども・子育て支援事業の充実」に掲載（６８ページ）

施策の方向（５）外国籍の子どもや親への支援・・・・・・・・

言葉や文化の違いからくる問題を解決し、外国籍の子どもや親が、安心して学校生活や日常生活を送れるよう、必要な情報の提供や相談等の支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
68	★外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供	生活に役立つ情報の多言語化に努めるとともに、関係部署と連携し、メールなどによる情報配信を行います。 また、小・中学校の新1年生となる外国籍の親子に対し、学校制度の説明や学校生活に必要な情報の提供を行います。	シティプロモーション課
69	★外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援	多文化交流センター等において、幼稚園や保育園等の利用手続きなどに関する補助や、学校生活をしていく中で必要となる情報の説明を行うなど、外国籍の保護者に対し、相談支援を行っていきます。	シティプロモーション課
70	外国籍の児童・生徒への学習面の支援	外国語が堪能な教育相談員が、外国籍の児童・生徒の学習を支援します。	指導課 (学校)
71	外国籍の児童・生徒への日常生活等の支援	外国語が堪能な教育相談員が、外国籍の児童・生徒の日常生活及び学校生活を支援します。	指導課 (学校)

